



横浜西基署発 0414 第 1 号
平成 29 年 4 月 14 日

公益社団法人神奈川労務安全衛生協会
横浜西支部長 殿

横浜西労働基準監督署長



労働災害の減少に向けた事業活動の展開について

日頃から労働基準行政の運営につきまして、深い御理解と多岐にわたる御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当署における労働災害の減少目標として、第 1 2 次労働災害防止推進計画（計画期間：平成 25 年度から平成 29 年度まで）では「平成 29 年の全業種における休業 4 日以上死傷者数 519 人（5 年間で 15% 減少）」としているところですが、平成 28 年の労働災害発生状況については、休業 4 日以上死傷者数が前年と比較して 7 人（1.2%）増の 604 人となり、労働災害の減少目標の達成に向けて取組を行っている中で、労働災害が増加していることは極めて憂慮すべき事態となっています。

労働災害を防止させるためには、各事業場で安全衛生管理体制を確立した上で、リスクアセスメント等の自主的安全衛生活動を活性化させていくことが必要であり、その推進のため貴協会の事業活動の効果が期待されることです。

つきましては、第 1 2 次労働災害防止推進計画の最終年度となる平成 29 年度の貴協会における事業活動を展開するに当たり、下記の事項に御留意の上、会員事業場等に対し、労働災害防止の徹底について周知・指導をしていただきたく要請いたします。

記

- 1 経営トップ自らが先頭に立ち、そのリーダーシップの下、安全衛生に関する必要な体制を整備して、職場巡視等の日常的安全衛生活動を充実させるとともに、リスクアセスメントを実施することで労働災害が発生するリスクを低減させること。

特に化学物質の管理については、昨年 6 月に施行された化学物質リスクアセスメントに基づき、化学物質の使用実態を把握した上でリスク評価を行い、リスク低減措置を講じること。

- 2 視覚的に捉えられない事業場内に潜む危険等を労働者に分かりやすく周知するために、写真やイラストを活用した掲示物の作成等の「見える安全活動」に取り組むこと。

- 3 安全衛生教育は、労働者の職務内容及び経験を考慮して、対象者、実施時期、

教育内容等を定めて実施し、労働者の労働災害防止に関する意識の向上に努めること。

特に経験年数の短い未熟練労働者が被災する労働災害が増加していることから、雇い入れ時、作業内容変更時の安全衛生教育を充実させること。

なお、その際は必要に応じて以下の資料を活用すること。

- ・「製造業向け未熟練労働者に対する安全衛生教育マニュアル」
- ・「高齢者介護施設における雇い入れ時の安全衛生教育マニュアル」
- ・「商業向け未熟練労働者に対する安全衛生教育マニュアル」（後日公表予定）

4 労働災害のうち最も多く発生している転倒災害を防止するために、厚生労働省ホームページに掲載されている「STOP転倒災害プロジェクト」の対策事例を活用して、4S活動等に取り組むこと。

5 自動車運転業務を行う事業場については、交通労働災害防止のためのガイドラインに基づき、運転業務従事者の十分な睡眠時間等の確保に配慮し、無理のない適正な運転時間等を設定した走行計画を作成して交通労働災害防止を図ること。

6 自社構内における荷役作業では、「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づき、運送業者との協議の場を設け、安全作業連絡書等を活用して、荷台からの墜落・転落やフォークリフトとの接触等の災害の防止対策が適切に講じられているか作業開始前に確認すること。